

富士市道路の位置の指定(変更・廃止)の事務処理要領

1 目的

この事務処理要領は、建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づき、道路の位置の指定(変更、廃止)を受けようとする者が行なう申請手続きに関し、必要な事務処理の方法を定めることを目的とする。

2 申請者

- (1) 申請者は、指定を受けようとする道路(以下「申請道路」という。)の築造に関係のある者であること。
- (2) 代理人が申請者に代って申請書を提出する場合は、申請に係る一切の権限を委任する旨の委任状を添付すること。
- (3) 申請代理人は、建築士又は行政書士であること。
- (4) 図面作成者は、なるべく専門的知識を有すること。

3 申請書類

- (1) 申請書は左綴じとし、正本1通、副本1通を提出すること。
- (2) 申請書の正本に必要なもの
 - ア 道路の位置の指定(変更、廃止)申請書(第14号様式)
 - イ 委任状(代理人が申請書を提出する場合)
 - ウ 権利関係書類
 - (ア) 当該申請に係る承諾者の印鑑登録証明書(申請書及び承諾書に捺印した者)
 - (イ) 当該申請に係る土地及び建物の登記事項証明書(道路にする土地及び当該土地に存する建物)
 - (ウ) 当該申請に係る土地について権利を有する者と、土地の登記事項証明書記載の権利者に関する事項について相違のある場合は、権利を有することを証する書類
 - (エ) 道路にする土地の存する建物について権利を有する者と、建物の登記事項証明書記載の権利者に関する事項について相違ある場合は、権利を有することを証する書類
 - エ 道路の位置の指定(変更、廃止)申請書添付図書(第15号様式)
 - オ 公図写
 - カ その他市長が特に定めるもの
- (3) 申請書の副本に必要なもの
 - ア 道路の位置の指定(変更、廃止)申請書(第14号様式)
 - イ 委任状(写)
 - ウ 道路の位置の指定(変更、廃止)申請書添付図書(第15号様式)

4 申請書の記入

- (1) 「道路にする土地の地名、地番」は、道路とする土地の地名、地番を土地の登記事項証明書に記載されているとおりに記入すること。
- (2) 「道路に接する敷地の地名、地番」は、申請道路に接する敷地の地名、地番を記入すること。
- (3) 「既に指定を受けた道路の指定年月日及び番号」は、申請道路が接続する既指定道路について記入すること。
- (4) 「変更、廃止しようとする道路の位置の指定年月日及び指定番号」は、既指定道路で変更又は廃止しようとするものについて記入すること。
- (5) 「申請道路」欄は、申請道路が屈曲又は幅員が異なるごとに符号をつけ、図面と一致させたものの符号及び幅員、延長をメートルで記入すること。(寸法は小数点以下第2位までとし、第3位以下は切り捨てる。)。
なお、幅員(指定する道路幅員)は側溝(水路は除く。)路肩等を含めた寸法を記入するものとし、車道幅員を上段に()書したものであること。
- (6) 「標示の方法」は、申請道路の境界を明確に示すものの名称を記入すること。

5 添付図面の記入

- (1) 添付図面の原図は下記により地籍図を色分けしたものとする。

ア 申請道路	……薄黄色
イ 公道、既指定道路	……薄赤色
ウ 水路	……薄青色
エ うすずみ、畦畔など	……薄黒色
- (2) 「承諾欄」は、申請者及び申請道路に係る土地の所有者及び、その土地内の建物若しくは工作物について、該当する権利の種類、その権利の存する土地の地番及び権利を有する者の住所、氏名を記入したものであること。なお、住所は現住所とし、印は印鑑登録したものを使用すること。
- (3) 添付図書に位置図を添付し、各図面の作成要領は次表による。

番号	図面の名称		縮尺	明示すべき事項	備考
1	位置図		1/25,000 以上	1 方位 2 開発区域とその位置	
2	付近見取図		1/2,500 以上	1 方位 2 開発区域の境界（赤線で囲む）	
3	地 籍 図	公図写	公図どおり	1 方位 2 開発区域の境界（赤線で囲む） 3 地名、地番 4 地目 5 土地の所有者 6 公共用地（道路、水路等）の位置 7 指定を受けようとする道路の位置 （破線で記入）	1 表示範囲は開発区域及び開発区域周辺とする。
		実測図 （平面詳細図）	1/500 以上	1 方位 2 縮尺 3 開発区域の境界 4 開発面積 5 指定を受けようとする道路の位置、延長、幅員、勾配 6 隅切及び転回広場の寸法 7 がけ又は擁壁の位置、形状 8 敷地の境界（区画割） 9 地形の高低、その他地形上特記すべき事項 10 排水施設の位置、種類、流水の方向	
4	断面図 （道路断面図）		1/50 以上	1 路面、路盤の仕様 2 道路側溝等の位置、形状、寸法 3 車道幅員、指定を受ける道路幅員 4 隣接する敷地の勾配	1 幅員、構造別に表示すること。

(4) 公図写は建築士、土地家屋調査士、測量士又は行政書士が作成し、記名捺印したものであること。ただし、本人申請の場合、法務局から取得した地図等を加工せず申請図書とした場合はこの限りではない。

(5) 図面作成者は、その資格(免許の種類)を付記すること。

6 必要書類の添付

(1) 他の法令の許可又は他の権利者の承諾を必要とするものにあつては、許可証又は承諾書の写しを正本に添付するものとする。

(2) 道路の位置の指定基準第5条第1項第2号の適用を必要とするものにあつては、理由書を添付するものとする。

7 受理通知

(1) 市長は申請書を内容審査の結果、支障ないと認めたときは、道路位置指定申請書の受理通知書(別紙様式1)を申請者(申請代理人のいる場合にあつては代理人。以下同じ。)に交付する。

(2) 申請者は、受理通知書の交付を受けたときは、道路となる土地の地目を公衆用道路に変更するものとする。ただし、地目変更が不可能なものにあつてはこの限りでない。

8 完了報告

申請者は、申請道路の築造が完了したときは、工事完了報告(別紙様式2)に、道路にする土地の分筆及び地目を公衆用道路に変更したことを証する登記事項証明書及び公図の写し並びに道路位置指定図(付近見取図、公図写(個人情報を除く)、実測図、断面図をA3用紙1枚程度に収めたもの)を添えて提出するものとする。ただし、道路位置指定図については電子データも併せて提出するものとする。

9 指定

市長は、申請者より工事完了報告を受けたときは現地検査を行い、道路が申請どおり築造されていると確認したときは、道路の位置の指定を行い、道路の位置の指定(変更、廃止)通知書(別紙様式3)を申請者に交付する。

10 公告

市長は、道路の位置の指定通知書を交付した後、公告手続きを行う。

11 避難通路の変更、廃止

道路の位置の指定基準(昭和40年3月15日付け建第139号)に基づき指定を受けた道路について、道路の位置の変更又は廃止を伴わない避難経路の変更又は廃止については、別に定めるとおりとする。

附則

この要領は令和4年6月24日から施行する。